平成２９年１１月大木町農業委員会
総会議事録

１．開催日時　　平成２９年１１月１０日（金）午前９時３０分から午前１０時４０分

２．開催場所　　大木町役場　３階　第１会議室

３．総会構成人員現在総数　　１８名

４．出席委員　（１８名）

１番　北島　みゆき
２番　井手　正宏
３番　山縣　吉子
５番　廣松　政則
６番　山城　都行
７番　松本　久吉
８番　松永　靜義
９番　野口　大空
１０番　黒田　安利
１１番　山口　伸一
１２番　久良木　勝昌
１３番　牟田　清人
１４番　田中　良房
１５番　川村　公人
１６番　松枝　由朗
１７番　真辺　恵子
１８番　松永　一完
１９番　眞崎　萬次　（会長）

５．欠席委員　（０名）

６．農業委員会事務局職員

局長　　北島　克彦
係長　　古賀　利治
書記　　鶴岡　政勝

７．議事内容

１．議事

１）農地法第１８条第６項の規定による通知について
２）農地法第３条の許可申請について
３）農地法第４条第１項及び第５条第１項の許可申請について
４）あっせん譲受希望申込みについて
５）大木町農用地利用集積計画の決定について

８．会議の概要

議　長	皆さんおはようございます。 先月２７日大牟田で行われました南筑後支部の農業委員研修会にご参加いただきましてありがとうございました。 １０月は天候不順と稲の倒伏ということで稲刈りが遅れまして皆さん苦労されたと思いますが、無事に稲の収穫については終わりました。 １１月についても大豆の収穫、麦の播種と農作業が続きますので、安定した天候が続くことを願うものであります。 大木町農業委員会会議規則第６条の規定により、委員の過半数が出席されておりますので、本日の総会が成立していることを報告いたします。 では、ただいまより、１１月の農業委員会総会を開催いたします。 携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードへの設定をお願いいたします。 本日の議事録署名人を、８番委員の松永静義委員、９番委員の野口大空委員にお願いいたします。 議案第１号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明「省略」　）
議　長	事務局の朗読説明が終わりました。 通知ではございますが、何か質疑がありましたらお願いいたします。
各委員	（　全員意見なし　）
議　長	意見もないようですので、質疑を終わります。 議案第１号の通知を終わります。 次に、議案第２号「農地法第３条の許可申請について」を議題といたします。整理番号１番を議題とします。事務局の朗読説明をお願いします。
事務局	（　朗読説明「省略」　） 農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えております。
議　長	事務局の朗読説明が終わりました。 地元委員の北島委員の意見をお願いいたします。
北島委員	○○さんの家の後ろにこの田んぼがありまして、○○さんの田んぼと隣接しており、５０年間○○さんが管理をしてあり、今回整理したいということで相談があり申請されてあります。 先ほどの事務局の説明どおり問題はないと思います。
議　長	地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。質疑に入ります。 皆さんの意見をお願いします。
各委員	（　全員意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号１番を承認することに決定いたします。
次に、議案第３号「農地法第４条第１項及び第５条第１項の許可申請について」を議題といたします。
整理番号１番を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）
こちらの農地につきましては、第１種農地となりますが敷地拡張ということで、例外許可の規定に該当することになるかと思います。

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。現地調査の結果について、現地調査委員の野口委員の意見をお願いいたします。

野口委員　　１１月８日に松永静義委員と事務局２名と一緒に現地調査を行いました。先ほど事務局から説明があったとおり、貸し資材用地とするための転用申請です。隣接地はすでに資材置き場として貸してある状態で土地改良事業の端田換地の土地であり、転用による影響はなく何ら問題はないと思われます。以上でございます。

議　長　　つづいて、地元委員の松永静義委員の意見をお願いします。

松永静義委員　　地元委員として説明いたします。ただいまの事務局並びに現地調査委員から詳しく説明がありましたので、私から特別に説明することはございませんが、本件の土地ついては端田であり、農地としては使用できない状況であり三角の土地であります。
これについては転用されても問題はないと思っております。よろしくお願いいたします。

議　長　　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いいたします。

各委員　　（　全員意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号１番を承認することに決定いたします。
次に、整理番号２番を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

こちらの農地につきましては、第１種農地でありますが、集落接続の農地ということで例外的な許可ということになるかと思われます。

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。現地調査の結果について、現地調査委員の松永静義委員の意見をお願いいたします。

松永静義委員　　整理番号２番について現地調査の報告をいたします。本申請につきましては、去る１１月８日午前９時から事務局並びに野口委員と現地調査を行いました。
先ほどの事務局からの説明のとおりでありまして、申請者は親子関係であり周囲の状況から見ましても承諾書もあり、別に転用されても問題はないと思っております。よろしくお願いいたします。

議　長　　つづいて、地元委員の松本委員の意見をお願いします。

松本委員　　先ほど、事務局と松永調査委員の説明で十分でありますが、現在この申請地は譲り渡し人の〇〇さんが畑として耕作してあります。
申請地に倉庫を建設いたしましても周囲の農地には影響はなく支障ありません。先ほども言われましたように申請者は親子関係であり問題はないものと思われます。以上であります。

議　長　　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いいたします。

各委員　　（　全員意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号２番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号２番を承認することに決定いたします。
次に、整理番号３番を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）
こちらの農地につきましては、第１種農地でありますが、集落接続の農地ということで例外的な許可に該当するかと思われます。

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。現地調査の結果について、現地調査委員の松永静義委員の意見をお願いいたします。

松永静義委員　　整理番号３番について現地調査の報告をいたします。本申請につきましても去る１１月８日午前９時より事務局並びに野口委員と現地調査を行いました。

ただいま事務局の説明のとおりでございまして、譲り受け人は娘婿さんということで譲り渡し人の住宅の東側であります。北側につきましてはブロックを施行されまして排水につきましては道路下に３０センチ程度の塩ビ管が入っておりました。それを使って排水をされるということであります。本申請地については管理も良好であったと思っておりますので、転用されても別に問題はないと思っております。よろしくお願いします。

議　長　　つづいて、地元委員の松本委員の意見をお願いします。

松本委員　　ただいま事務局並びに松永委員から説明があったとおりでありまして、私から余り付け加えることありませんが、申請地は現在空き地となっております。西側が空き家となっており、東側が田んぼ南側が道路であり、申請地に住宅を建築されても問題はございません。以上でございます。

議　長　　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いいたします。

各委員　　（　全員意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号３番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号３番を承認することに決定いたします。
次に、整理番号４番を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）
こちらの農地につきましては、周りがすべて宅地に囲まれており広がりのない農地ということで、第２種農地という区分になってまいります。

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。現地調査の結果について、現地調査委員の野口委員の意見をお願いいたします。

野口委員　　整理番号４番の現地調査の報告をさせていただきます。１１月８日に現地調査を行いました。
先ほど事務局から説明がありましたとおり、一般住宅建設のための転用申請です。
周りはすべて宅地に囲まれた農地転用であり、排水も東側の水路に放流されるということで、隣接農地はなく転用することで周囲の営農への影響もないので、なんら問題はないと思われますのでよろしくお願いします。

議　長　　つづいて、地元委員の松永静義委員の意見をお願いします。

松永静義委員　整理番号４番について地元委員として説明いたします。
この土地につきましては、事務局それから現地調査委員の説明のとおりであります。周囲については、宅地、水路、道路に囲まれておりまして、転用につきましては何ら問題ないと思っております。よろしくお願いします。

議　長　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いいたします。

各委員　（　全員意見なし　）

議　長　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号４番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員　（　全員挙手　）

議　長　全員賛成と認め、整理番号４番を承認することに決定いたします。
次に、整理番号５番を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　（　朗読説明「省略」　）
こちらの農地につきましては、第１種農地でありますが、集落接続の住宅ということで例外適用と判断しております。

議　長　事務局の朗読説明が終わりました。現地調査の結果について、現地調査委員の野口委員の意見をお願いいたします。

野口委員　整理番号５番の説明をさせていただきます。１１月８日に現地調査を行いました。
先ほど事務局から説明があったとおり、一般住宅建設のための転用申請です。息子さんが住宅を建設されるということで申請されています。
農振除外の手続きをとられた申請であり、隣接農地は申請人本人の所有のものであり、転用による周囲の営農への影響はなく、排水についても西側の水路に放流することになっており何ら問題はないと思います。よろしくお願いします。

議　長　つづいて、地元委員の松永静義委員の意見をお願いします。

松永静義委員　整理番号５番について地元委員として説明いたします。
本申請につきましては、〇〇さんから連絡がありました。ただいま、事務局並びに現地調査委員の説明のとおりであります。今回については、子供さんの分家住宅ということで転用されるものであります。
周囲の状況から見ましても別に問題はないと思っておりますが、この土地は土地改良事業により造成された土地でありまして、道路と農地のところに土砂吐きが設置されております。
これにつきましては、土地改良区との調整が取られておるということで

ありまして、転用については何ら問題ないと思っております。よろしくお願いします。

議　長　　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いいたします。

各委員　　（　全員意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号５番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号５番を承認することに決定いたします。
次に、議案第４号「あっせん譲受希望申込みについて」を議題とします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
あっせん譲受希望者は、あっせん譲受等候補者名簿に登録しなければなりませんので、この申込みが出ております。皆さんのご意見をお願いします。

各委員　　（　全員意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終ります。採決致します。
議案第４号を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、議案第４号については承認することに決定いたします。
次に、議案第５号「大木町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。
本案件につきましては、所有権移転関係、整理番号１番から整理番号４番までと利用権設定関係をそれぞれ説明し質疑を受け、最後に一括して採決したいと思います。
それでは、所有権移転関係の整理番号１番について、事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　この件につきましては、本日承認をいただきましたら、１１月１５日に公告をする予定でございます。
（　朗読説明「省略」　）

議　長	整理番号１番について、事務局の朗読説明が終わりました。 それでは、質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。 松永静義委員。
松永静義委員	白地と今説明されましたが、これは何番の土地ですか。
事務局	資料が手元にありませんので、後ほど説明したいと思います。
松永静義委員	白地の土地もあっせんでの対応ができるようになったのですか。
事務局	白地も同時に所有権移転の登記を推進機構が行うことができますが、特別控除の対象にはなりません。 登記の手続きだけを同時に行うということであります。
松永静義委員	白地もこのようにあっせん関係で所有権移転の対象になるのですか。 以前は青地だけしかできないということで理解しておりましたが。
事務局	あっせんで処理するのはあくまでも青地の田んぼであります。 同時に白地の田んぼを売り渡す場合は、所有権移転登記の事務手続きができることになっておりますが、特別控除の対象とはなりません。
松永静義委員	それでは、白地の売買については税金の対象になるのですか。
事務局	あくまでも青地の部分だけが特別控除の対象です。白地は登記の手続きを同時に行うだけであります。
議　長	松永静義委員から白地の土地はどれかという質問があっておりましたが、後で説明することでよろしいですか。
松永静義委員	はいお願いします。
議　長	他にご意見ございませんか。
各委員	（　全員意見なし　）
議　長	意見もないようですので、質疑を終わります。 次に、整理番号２番について、事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明「省略」　）
議　長	整理番号２番について、事務局の朗読説明が終わりました。 それでは、質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

各委員	（　全員意見なし　）
議　長	意見もないようですので、質疑を終わります。 次に、整理番号３番について、事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明「省略」　）
議　長	整理番号３番について、事務局の朗読説明が終わりました。 それでは、質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。
各委員	（　全員意見なし　）
議　長	意見もないようですので、質疑を終わります。 次に、整理番号４番について、事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明「省略」　）
議　長	整理番号４番について、事務局の朗読説明が終わりました。 それでは、質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。
各委員	（　全員意見なし　）
議　長	意見もないようですので、質疑を終わります。 次に、利用権設定関係について、事務局の朗読説明を求めます。 その前に、先ほど松永静義委員から質問があっておりました、〇〇さんの件の白地について事務局から報告いたします。
事務局	〇〇さんの所有権移転関係の白地については、下から２筆の〇〇と〇〇となっております。
議　長	それでは、利用権設定関係について、事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明「省略」　）
議　長	利用権設定関係について、事務局の朗読説明が終わりました。 それでは、質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。 井手委員。
井手委員	参考までにお伺いします。中間管理機構を通して利用権設定された状況を教えてください。
事務局	今までに中間管理事業関係で権利設定がなされた分ということでしょうか。

井手委員　　そうです。

事務局　　ご説明いたします。本町では中間管理事業関係は２７年の２月から公募がスタートいたしました。
　現在までに受け手の法人の数が〇〇、〇〇から始まりまして１０法人ございます。そのほかに個人の担い手の方につきましてはその他という形で整理をしております。そうした法人、担い手の方を通じまして中間管理事業関係で契約が結ばれた面積が、約２１４．５ｈａあります。
　また、受け手の法人担い手の方におきましては、この中間管理事業だけではなく経営基盤強化促進法による契約もありますので、今現在での法人担い手の経営面積の総合計は、約２３１ｈａとなっており、先ほどの２１４．５ｈａと比べると面積が増加しております。
　これは、先ほど申しましたとおり経営基盤強化促進法による利用権設定がされた分だと理解できるかと思います。
　中間管理事業あるいは経営基盤強化促進法に基づく法人その他の担い手の権利設定は以上のような面積になっております。
　先ほどご説明いたしましたように利用権設定総面積５８７．４ｈａｈほどございますので、その差については中間管理事業に関する法人担い手以外の一般の利用権設定ということになろうかと思います。
　以上でございます。

議　長　　他にございませんか

各委員　　（　全員意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。
　以上で議案第５号の審議を終了いたします。
　採決いたします。議案第５号を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、議案第５号を承認することに決定いたします。

議　長　　他にご意見ございませんか。

各委員　　（　全員意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、以上をもちまして今月の農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。